



島根県報

平成25年3月19日（火）

号外第30号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第175号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野688番3地先から同404番地先まで	前 A	メートル 4.00～55.00	メートル 4,907.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		邑智郡美郷町上野989番地先から同404番地先まで		B		
			後 B	10.00～39.00	2,065.00	
県 道	松江島根線	松江市西持田町310番8地先から同町797番1地先まで	前	6.40～21.00	365.00	松江県土整備事務所 拡幅
			後	12.00～33.00	365.00	
〃	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町三刀屋1707番6地先から同1706番1地先まで	前	7.40～36.10	47.40	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	7.40～44.40	47.40	
〃	出雲三刀屋線	出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	前 A	6.00～23.00	5,900.00	出雲県土整備事務所 左記のA、B1、B2及びB3は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 区間B2の拡幅及び減幅
		出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同1629番1地先まで		B1		
		出雲市船津町381番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	B2	12.00～80.00	2,755.00	
		出雲市上塩冶町字上沢2869番29地先から同2866番11地先まで	B3	12.50～59.00	470.00	
		出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	A	6.00～23.00	5,900.00	

		出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同1629番1地先まで	後	B1	20.10～ 33.50	246.10		
		出雲市船津町381番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで		B2	12.00～ 80.00	2,755.00		
		出雲市上塩冶町字上沢2869番29地先から同2866番11地先まで		B3	12.50～ 59.00	470.00		
”	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷924番4地先から同748番1地先まで	前		4.04～ 19.74	228.14	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事 拡幅
			後		13.73～ 32.11	242.63		

島根県告示第176号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市西持田町310番8地先から同町797番1地先まで	メートル 365.00	平成25年 3月19日	松江県土整備事務所	
〃	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町三刀屋1707番6地先から同1706番1地先まで	47.40	平成25年 3月19日	雲南県土整備事務所	
〃	出雲三刀屋線	出雲市船津町381番3地先から同市上島町2615番2地先まで	2,825.00	平成25年 3月19日	出雲県土整備事務所	